

○議長（吉田敏郎）

日程第2 議案第1号 工事請負変更契約の締結について（開成町新庁舎建設工事）を議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、開成町新庁舎建設工事の工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案いたします。よろしくをお願いします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、議案を読み上げます。

議案第1号 工事請負変更契約の締結について。

開成町新庁舎建設工事について次のとおり請負変更契約を締結する。

1、契約の目的、開成町新庁舎建設工事。

2、契約工期、平成30年7月25日から令和2年3月27日まで。

3、契約の相手方、神奈川県横浜市中区長者町6丁目96番地2、大成建設株式会社横浜支店、常務執行役員支店長、寺本剛啓。

令和2年1月20日提出、開成町長、府川裕一。

1ページおめくりください。資料になります。開成町新庁舎建設工事に伴う変更内容です。

今回の御提案につきましては、一番上になりますけれども、契約工期です。現契約は、平成30年7月25日から令和2年1月31日までとしているところですが、こちらにつきましては、変更後は平成30年7月25日から令和2年3月27日までとするものでございます。裏面を御覧いただきたいと思っております。変更理由ですけれども、こちらの外構工事につきましては、現庁舎解体後の二期工事と密接に関係することから、現在実施しております、新庁舎建設に伴う二期工事詳細設計業務委託との整合を図ることが必要となるため、工期を延期するということでございます。

具体的に申しあげますと、1回目の補正でいわゆる、免震装置の可動部分、ここについての植栽までを変更で取り込むということを設計いたしました。

これについて、現場側と綿密に協議をしていく中で、幾つか詳細部分での調整事項が発生しまして、結果的には着工が少し時間がかかってしまったということで、現在見ていただいているとおり、いわゆる側溝部分を掘るという作業を、先週からはじめたところがございますので、工期として、3月27日まで延長して万全の体制でこの仕事に当たってまいりたいと考えているところでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がある方はどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井正広です。この本体工事と外構を含めた変更というのは、工期に関しては一度されたわけですよ。一度されて、これが1月になって、また3月という形であったんですが、今の説明で、免震の関係があるので、植栽の工事が、調整が必要になったという言い方だったんでしょうかね。

もちろん反対はないんですけども、ある程度分かっていたのであれば、前回1月にするときに、そのまま3月でも良かったんではという気もするんですが。いちいち二度も工期の変更をしなければならないということ、もしこの工期の変更が出ることによって、2カ月延びるわけですから、金額の変更とかというのもまた生じるのではないかという思いもあったりするのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

それでは、お答えをしたいと思います。

おっしゃるとおりで、一度目の契約変更のときから、3月27日としておけば良かったと。これは今となっては、私も率直に思います。

しかしながら、当時の我々の判断とすれば、1月末をもって工事については終了できるであろうと。説明の中で言葉が足りなかったら大変申し訳ないのですが、一期工事でやろうと思っていたのはL字型の側溝を作るところまで、つまりは、現時点では誰も庁舎に近づきませんので、側溝を作ってそこに例えばコーンなどを置いておけばですね、人がそこに落ちるといことはないと、当初判断をしてございました。

しかしながら、この場面でいえば、延長してそこを植栽としてしまったほうがですね、万々が一に人が入ったときに危なくはないのではないかと。これは設計側あるいは施工側とそれから発注者が、我々との協議の中で決まってまいりますことですので、なかなか、おっしゃるとおりには何でも最初から全て見通せばもちろん良いわけですが、率直に言いますと現場というのは毎日動いてございまして、なかなか思ったとおりにいかないことがございます。

今後は、そのようなことのないようにしっかりやってまいりたいと思っております。

なお、今後の契約変更があるのかないのかというようなお話についてはですね、一つ仮にありうるとすれば、前回お話ししたように二期工事との取り合いの問題だけです。二期工事で、例えばこれからやろうと思っている仕事とすれば、国旗掲揚のポールを立てるといこと、それからいわゆる告示板ですね、今ちょうど庁舎入口の右側にあります。これについては、いわゆる移転後までは使えるので、その日まで置いておこうと考えておったのですけれども、例えば今回の、外構工事が終わって一旦アスファルト舗装をしまして、再度穴をあけてそこに設置をするといことこのほうが実は

効率が悪いです。しかし、それならなぜ最初からやらないんだということになると、もともとは1月の末までしか工期をとってごさいませんから、それまでやると明らかに間に合わないということは承知してごさいました。

したがって、これは仮のお話ですから、これからまさに現場を見ていってのお話ですけれども、いわゆる令和2年度に予定している工事のうち、ここで契約工期が延長したことによって非常に効率良くあるいは問題なくやれるものがあるようであれば、場合によっては今後変更するという事はあろうかと思えます。ただし、工期につきましては、3月27日というのが、令和元年度いっぱいばいばいでごさいますから、これ以上の工期の延伸というのは全くありえないということでお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。ほかに質疑ごさいませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第1号 工事請負変更契約の締結について（開成町新庁舎建設工事）、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（吉田敏郎）

お座りください。起立全員によって、可決されました。